

令和9年度 新規事業「カフェテリアプラン」導入に伴う運営規則改正

(令和9年4月1日施行)

改正箇所	改正内容
<p>第1章 第2条 第1項 第1号</p>	<p>【定義】 「配偶者」…会員と婚姻関係にある者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）を定義する。 ※配偶者の定義については、運営規則の一部に記載があるが、複数の給付において給付対象を被扶養者から配偶者とする改正を行うため、より明確に記載する。</p>
<p>第3条 第1項 第2号ア (カ) (キ) 削除</p>	<p>【短期給付事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産見舞金 ・ <u>妊婦健康診断補助金</u> ・ <u>育児補助金</u> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: right;"><u>出産見舞金に集約</u></p>
<p>第3条 第1項 第2号イ (ア)</p>	<p>【福祉事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドック等補助金 ・ <u>人間ドック補助</u> ・ <u>60歳人間ドック補助</u> ・ <u>脳ドック補助</u> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: right;"><u>カフェテリアプランへ集約（事業廃止）</u> ※<u>脳ドック補助金</u>は <u>今後も継続</u></p>
<p>第3条 第1項 第2号イ (イ) (ウ) 削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予防接種補助金</u> ・ <u>福祉施設利用補助金</u> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: right;"><u>カフェテリアプランへ集約（事業廃止）</u></p>
<p>第3条 第1項 第2号イ (サ) 追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業「<u>カフェテリアプラン</u>」を追加
<p>第2章 第6条 第1項 第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>会員証（紙）</u>を配付 <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会員管理システムでは、「マイページ」に<u>デジタル会員証</u>を掲載